

第3 国の方針編

米政策改革の推進

米政策改革は、需給・価格情報等を踏まえ、農業者や産地が、主体的な判断により、需要に即応した米づくりの推進を通じ、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指している。

こうした中、17年10月の経営所得安定対策等大綱に基づき、19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、16年度から18年度までの3ヶ年対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行うこととし、その具体化が18年7月21日に決定された「経営所得安定対策等実施要綱」により図られたところである。

また、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した結果、「経営所得安定対策等実施要綱」において、19年産から、農業者・農業者団体が、地域の販売戦略に基づき、主体的な経営判断により需要に応じた生産に取り組む、新たな需給調整システム(以下「新システム」という。)への移行が決定されたところである。

1 今後の米政策改革推進対策

(1) 19年産からの新たな需給調整システム

米の需給調整については、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行するが、この新システムは、米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとする。

具体的には、

国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施することとする。

J A等の生産調整方針作成者(方針作成者)がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJ A等の方針作成者自らの生産数量目標を決定するとともに、当該J A等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量目標を配分することとする。

地域協議会は、行政、関係機関及びJ A等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割を担うこととする。

また、新システムへの移行後、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とする(本年秋から適用)。

各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値を、10割のウエイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定することとする。

豊作や過剰作付けにより各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除することとする。

上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客觀性を持って算定することとする。

以上を踏まえ、19年産からの新システムにおいては、

国は、食料・農業・農村政策審議会の助言を得て、透明な

手続きの下に、需給情報の策定・公表

需要量に関する情報は、客観的な需要予測を基礎に設定。その際、豊作や過剰作付けにより需要見通しを上回る生産が行われた場合は、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県ごとに翌年産米の需要見通しから控除して情報提供することとし、豊作による過剰分については、集荷円滑化対策による過剰処理分を補正

方針作成者は、自らの生産数量目標を決定するとともに、自らの生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量目標を配分。併せて、作付面積目標を配分。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態を反映しつつ、統計上の平年収量と整合するように設定することとしている。

(2) 19年産米以降の都道府県別の需要量に関する情報の提供の考え方

19年産米以降の都道府県別の需要量に関する情報については、概ね当年産米の作柄が明らかとなる11月の基本指針において、都道府県別需要実績の直近の6中4平均を10割のウエイトで反映することにより算定した都道府県別の需要見通しを基に、当年産の作柄等を踏まえ、豊作等により需要見通しを上回る生産が行われた場合は、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県ごとに翌年産米の需要見通しから控除して情報提供する。

(3) 19年度からの国の支援策

米政策改革を推進するための対策については、「経営所得安定対策等実施要綱」のとおり、水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、19年産から新システムへ移行することを踏まえ、需要に応じた生産を促進

し、水田農業の構造改革を進める観点から行うこととする。

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画に基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講じることとし、本対策の実施期間は、19年度から21年度までの3ヶ年とする。

産地づくり交付金については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえて行うこととする。

(ア) 産地づくり交付金

- ・ 所要の額を対策期間中安定的に交付し、地域の創意工夫により使途や単価を設定するという基本的な仕組みは継続する。
- ・ 地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底とともに、担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進する。

(イ) 新需給調整システム定着交付金

新たな需給調整システムの下での円滑な取組に資するため、当面の措置として、都道府県段階の判断により、使途や単価を設定し、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進する。

なお、交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の米・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行うこととする。

また、新需給調整システム定着交付金の一定部分について

は、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ都道府県別配分の見直しを行うものとする。

稻作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。）（稻作構造改革促進交付金）を行えるよう措置する。

- ・ 一般部分 (4,000円/10a)
- ・ 担い手集積加算部分 (3,000円/10a)
- ・ 対象面積については、過去の稻得加入面積から品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定するとともに、生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。

その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

- ・ 生産者の拠出を産地づくり対策の交付要件とする。
- ・ 対策加入の促進に向け、18年度以降の生産者拠出金について、生産者支援金（4,000円/60kg）に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。
- ・ 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金からの無利子短期融資（3,000円/60kg）の対象を弾力化する。

なお、このような措置に伴い、担い手経営安定対策及び稻作所得基盤確保対策については、機能の重複の整理及び構造改革の促進の観点から、品目横断的経営安定対策の導入に併せ廃止する。

水田の利活用対策等

- ・ 耕畜連携水田活用対策

飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等飼料生産振興に直結する取組に対する支援を措置する。

2 現行の米政策改革推進対策

（1）当面の需給調整システム

18年産までの当面の需給調整については、

国は、食料・農業・農村政策審議会の助言を得て、透明な手続の下に、需給情報の策定・公表

生産目標数量は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際、豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、集荷円滑化対策による過剰処理分を補正する。生産目標数量は、行政及び農業者団体の両ルートから配分

農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態を反映しつつ、統計上の平年単収と整合するように設定

豊作による過剰米については、集荷円滑化対策により、短期融資の仕組みを活用して区分出荷を促し、農業者団体による主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引き渡しでなされた場合は、その需要開拓に対する結びつけ

を行うこととしている。

(2) 現行の国の支援策等

集荷円滑化対策

17年産米のように豊作になった場合には、集荷円滑化対策の仕組みを活用し、需要以上の米が主食用の市場に出回らないように区分出荷・保管を行うことが、需給の安定のために必要かつ不可欠である。

本対策については、米政策改革の一環として生産出荷団体が主体的に取り組むものであるが、米の需給の安定を図るため、従来から生産出荷団体と連携し、地方農政局及び地方農政事務所等が様々な機会を活用の上、加入促進を図ってきたところである。

18年産米に係る本対策については、18年度の生産者拠出金の扱いについて、17年産米（及び18年産米が豊作になった場合の同年産）に係る生産者支援金を支払った後、残額がある場合には、これを生産者に返還することとしており、このような運用改善等を行い、生産出荷団体、行政及び（社）米穀安定供給支援機構が一体となり本対策の実効性の確保に向けた取組を行っているところである。

稲作所得基盤確保対策

稲作所得基盤確保対策は、生産者の拠出と国の交付金により造成した資金を用いて米価下落の一定部分を補てんするもので、生産調整のメリット対策として実施されるものである。

17年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況については、全国で加入契約者数約97万人、加入契約数量約408万トンとなり、ほぼ昨年と同水準の加入となった。17年産の補てんは3月までの17年産の価格等から算定し、また、対象となる契約数量について集荷円滑化対策の区分出荷の達成度合い等を反映し

た上で、補てんされているところであり、引き続き制度の円滑な実施を図っていくこととする。

担い手経営安定対策

担い手経営安定対策は、米価下落等による稻作収入の減少の影響が大きい担い手を対象として、稻作所得基盤確保対策の上乗せ対策として講じているものである。

対策の最終年度となる18年産については、6月15日の契約期限に向けて加入促進に取り組んだところであり、引き続き制度の円滑な実施を図っていくこととする。

産地づくり対策

18年度においては、市町村段階の2,072の地域水田農業推進協議会において地域水田農業ビジョンが策定されている（市町村合併等により協議会の範囲が変更されたため、17年度に比べて155減少）。

農林水産省では、各地域におけるビジョンやこれに基づく取組をより高度なものとするため、昨年12月に3局長（生産局長、経営局長、総合食料局長）通知を発出するとともに、ビジョンの取組状況の点検・見直しを積極的に促進し、

（ア）米や麦・大豆等の需要に応じた生産の徹底

（イ）ビジョン上の担い手の認定農業者等への誘導等担い手の育成・確保の加速化

（ウ）ビジョンに見直しの方向に沿った産地づくり交付金の効果的活用

が行われるよう、助言・指導を行ってきたところである。

今後、19年度以降の新たな産地づくり対策の効果的な推進が図られるよう、各地域において、現行対策の取組結果を踏まえた問題点と課題を整理し、ビジョンの内容の高度化が図られるよう、農業団体とも連携して助言・指導を行っていくこととする。

(3)「日本型食生活」の普及・啓発対策

新たな基本計画の策定や食育基本法の施行を踏まえ、米を中心とした「日本型食生活」の普及を食育の取組と一体的に進める。具体的には、18年度より「にっぽん食育推進事業」として、世代別の消費動向等に対応して、

米の流通業界や中食・外食を含む食品産業と連携した「食事バランスガイド」を活用した普及・啓発

米飯学校給食の実施回数が少ない地域に重点化した米飯学校給食推進の取組に対する支援

など、対象者等をより明確にした食生活全体の改善に重点を置いた取組を行っているところである。

このほか、消費者の簡便化志向や健康志向に対応した新たな米加工品の開発・普及や、米粉パン等の米の粉体利用を促進することとする。

(4)輸出促進対策

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機と捉え、日本の農林水産物・食品全体を技術や文化に根ざしたブランドとして輸出先にPRすることが求められている中で、日本産米を始めとする我が国の高品質な農林水産物・食品の特性を活かした生産者団体等による取組を支援することとする。

さらに、輸出先国の検疫・通関制度等により輸出阻害要因となっているものについては、引き続き政府として相手国に対して必要な改善を要請・折衝することとする。

(5)米穀安定供給支援対策

計画的な米の流通を支援するために、生産量が多く、かつ、消費地へ販売されている米について、安定的な長期契約や計画的なコメ価格センターへの上場等に対して、事業実施主体によ

る適正な実行体制を確保しつつ、金利・保管料の助成を行うこととする。

3 米穀機構における取組

(社)米穀安定供給確保支援機構(米穀機構)においては、今後とも、

集荷円滑化対策事業については、生産出荷団体と一体となり、豊作による過剰米の区分出荷・保管を確実に行う取組を推進すること

また、米穀機構に本年11月以降に現物弁済される過剰米について、新規加工用途等に適切に供給していくこと

同様に、米販売事業者に対する信用保証事業については、代位弁済の発生状況等にもかんがみつつ、事業を適正に実施すること

需要に応じた売れる米づくりを推進する観点から、情報提供の重要性を踏まえ、米穀機構のホームページ「米ネット(<http://www.komenet.jp>)」の更なる活用と、その内容の充実を図るとともに、基本指針等の需給情報の生産者等への提供をさらに強化すること

等が必要であり、農林水産省としては、必要な助言・指導を行っていくこととする。

4 実勢に即した価格形成と市場シグナルの発信

(財)全国米穀取引・価格形成センター(コメ価格センター)における17年産米の基本取引は、18年7月までに14回実施されている(21ページ参照)。

17年産米の取引については、銘柄によっては大量の落札残が継続的に発生するなど売り手、買い手を含む関係者から市場としての機能の更なる改善の必要性が指摘された。

このため、農林水産省としては、米政策改革の方向に則り、活発な取引を通じて実勢に即した価格が形成され、これにより、売れる米づくりのための的確な市場シグナルが発信されるよう、「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」を設置・開催し、売り手、買い手、学識経験者、コメ価格センター等による専門的な立場から取引ルールの見直しについての検討・取りまとめを行った。コメ価格センターにおいては、検討会により取りまとめられた見直しの方向を踏まえ、入札取引頻度の増加（毎週水曜日入札）売り手・買い手それぞれのニーズに応じた新たな取引手法の導入等を内容とする新たな取引ルールを決定した（28ページ参照）。

今後も、コメ価格センターが透明性・公平性を確保しつつ、活発な取引を通じて実勢に即した価格が形成され、売れる米づくりのための的確な市場シグナルが発信されるよう、引き続き指導していくこととする。

米の安定供給に向けた取組

1 平成17年産米の作柄を踏まえた安定供給確保のための取組

（1）備蓄の現状

政府備蓄米の在庫量は、16年産米を37万トン買入れ及び5万トンの主食用販売等により、17年6月末現在では84万トンとなった。

その後、17年産米を39万トン買入れるとともに、12万トンの主食用販売、31万トンの飼料用販売（9～11年産）等により、18年6月末現在では77万トンとなっている。

（2）端境期の安定供給の確保に関する事項

17年産米については、全国の作況が3年ぶりに平年ベースを上回る101となり、水稻収穫量は906万トンとなった。このうち加工用米に仕向けられた13万トンを差し引いた893万トンが主食

用等に仕向けられている。また、これに対し、17/18年の需要実績（速報値）は851万トンであることから、42万トンの生産過剰が生じたこととなる。しかしながら、豊作による過剰分については、集荷円滑化対策により8万トンが区分保管されたことや17年産米政府買入を39万トン行ったこと等から、17/18年については、需給は概ね均衡したと考えられる。

なお、18年6月末在庫が政府備蓄米と民間流通米と合わせて260万トンであり、また、政府備蓄米の年産構成も16、17年産が主体となっていることから、当面、安定供給に支障はないものと考えている。

2 備蓄運営の基本方針

17年産米の政府買入れについては、40万トンの計画に対し39万トンの買入れが実施されたことや、流通在庫の状況等を踏まえれば、全体需給上、安定供給に支障はないと考えられることから、現時点では、18年産米の買入数量については昨年11月に策定した基本指針で平年作を前提に40万トンと設定するとともに、販売数量については買入数量見合で40万トンと仮置きしている。

今後、18年産米の作柄に応じて必要な見直しを行い、安定供給確保の観点から適切な備蓄運営を図っていくこととする。

なお、100万トン程度を適正水準とする回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、18年7月から19年6月までの間の政府米の売買については需給見通しに即して行うとともに、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を18年産米の政府買入数量から減じることとする。

米穀の輸入数量及びその種類別数量に関する事項

平成18会計年度については、18年3月に策定・公表した、「基本指針」に基づき以下のとおりとする。

1 輸入数量

18会計年度の輸入数量については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は12年度の水準が維持されることから、17会計年度と同水準の77万玄米トンとする。

SBS輸入については、年4回程度入札を行い、予定数量を10万トンとする。

2 国別・種類別輸入方針

17会計年度には、ミニマム・アクセス数量の枠内で国内需給の状況を見極め弾力的な輸入を行ってきたが、18会計年度においても、引き続き、国内の需要動向を踏まえ、通年安定的な販売が可能となるよう配慮しつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に輸入を実施する。